

## 介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

## 【都道府県等指定権者向け留意事項】

## ○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所異動連絡票を国保連合会に提出する必要がある。

都道府県等における事業所台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

## 1. 介護サービス事業所への適切な指導

## ・届出様式、届出項目に関する留意点

都道府県等は、介護サービス事業所に対し、変更または追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うよう指導すること。

また、新たに追加された届出様式、届出項目等のみならず、既存の届出項目等についても、算定要件が変更されたものについては、改めて届出が必要となるので、指導の際は留意すること。（詳細は別紙のとおり）

## ・提出の期限

4月の報酬算定に係る届出の提出期限は4月1日、6月の報酬算定に係る届出の提出期限は通常通り（6月施行サービスについては5月15日）である。それ以降の取扱いの可否については、都道府県等において各国保連合会と相談の上で判断されたい。ただし新規指定事業所においては、伝送ユーザーの払出等国保連合会との手続きが発生することから、準備期間を考慮して早期に対応する必要があることを指導されたい。

## 2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の変更等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、変更される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに、様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

## 3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、都道府県等は的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービス及び6月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、令和6年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、4月には送付せず、全て5月に送付すること。

## 【事業所向け留意事項】

### ○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

#### 1. 届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

#### 2. 提出の期限等

4月及び6月の報酬算定に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

なお、令和6年4月の届出を提出する際に令和6年6月以降分を併せて提出することとしても差し支えない。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年4月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 5 : 通所介護 2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 8 : 地域密着型通所介護 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 6 8 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」  「1 : 減算型」 「2 : 基準型」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
2	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」  「1：非該当」 「2：該当」  を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。
3	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」  「1：非該当」 「2：該当」  を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	1 1 : 訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に 居住する者への提供割合 90%以上）」  「1 : 非該当」 「2 : 該当」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : 非該 当」とみなす。
5	1 1 : 訪問介護 2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介 護看護	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」  「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : な し」とみなす。
6	1 2 : 訪問入浴介護 2 1 : 短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看取り連携体制加算」  「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : な し」とみなす。
7	1 5 : 通所介護 2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短 期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」  「1 : 減算型」 「2 : 基準型」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : 減算 型」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 6 8 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 7 9 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 6 9 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「生産性向上推進体制加算」  「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。



項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
9	23：短期入所療養介護	「施設等の区分」欄の 「3：認知症疾患型」 「8：ユニット型認知症疾患型」 「B：認知症経過型」  を廃止	なし。
10	33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「夜間看護体制」 を 「夜間看護体制加算」  に名称変更し  「1：対応不可」 「2：対応可」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」  に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：対応可」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 （注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 1	3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」  「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
1 2	3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」  「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
13	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「情報通信機器等の活用等の体制」 を 「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」  に名称変更	（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
14	51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「4：加算Ⅱ」 「5：加算Ⅲ」  に変更	「3：加算Ⅰ」「4：加算Ⅱ」「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
15	51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 32：認知症対応型共同生活介護 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「認知症チームケア推進加算」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
16	52：介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
17	52：介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリ計画書情報加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」  に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
18	53：介護療養施設サービス	「提供サービス」欄の 「53：介護療養施設サービス」  を廃止	なし。
19	55：介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出」  「1：なし」 「2：理学療法 注7」 「3：作業療法 注7」 「4：言語聴覚療法 注5」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
20	64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算〔申出〕の有無」  を廃止	なし。
21	26：介護予防短期入所療養介護	「施設等の区分」欄の 「3：認知症疾患型」 「8：ユニット型認知症疾患型」 「B：認知症経過型」  を廃止	なし。
22	46：介護予防支援	「施設等の区分」欄の 「1：地域包括支援センター」 「2：居宅介護支援事業者」  を新設	従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
23	76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」  に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。  （注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
24	76:定期巡回・随時対応型訪問介護看護 73:小規模多機能型居宅介護 77:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 75:介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「総合マネジメント体制強化加算」  「1:なし」 「2:あり」 を 「1:なし」 「3:加算Ⅰ」 「2:加算Ⅱ」  に変更	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。  (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
25	78:地域密着型通所介護	「施設等の区分」欄の 「3:療養通所介護事業所(短期利用型)」  を新設	「3:療養通所介護事業所(短期利用型)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
26	78:地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「重度者ケア体制加算」  「1:なし」 「2:あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
27	78:地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」  「9:加算Ⅲイ(ハの場合)」 「A:加算Ⅲロ(ハの場合)」  を追加	「9:加算Ⅲイ(ハの場合)」 「A:加算Ⅲロ(ハの場合)」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
28	73：小規模多機能型居宅介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	「その他該当する体制等」欄の 「認知症加算」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
29	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算」 を 「医療連携体制加算Ⅰ」  に名称変更し  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「 <del>2</del> 4：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」 「 <del>4</del> 2：加算Ⅰハ」  に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ <del>イハ</del> 」とみなし、既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅰロ」とみなし、「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅰ <del>ハイ</del> 」とみなす。  （注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
30	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算Ⅱ」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3 1	7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護対応加算」 を 「緊急時対応加算」  に名称変更	(注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
3 2	7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」  「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
3 3	7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」  「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
3 4	1 1 : 訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算(V以外)」及び「特定事業所加算V」  現行の「特定事業所加算(IV)」 を廃止  現行の「特定事業所加算(V)」 を 「特定事業所加算(IV)」 に変更  「特定事業所加算(V)」 を新設	(注)「特定事業所加算(V以外)」の既存届出内容が「5 : 加算IV」の場合、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。 また、「特定事業所加算V」の既存届出内容が「2 : あり」の場合においても、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。



「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 5 : 通所介護 1 6 : 通所リハビリテーション 2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 6 : 介護予防通所リハビリテーション 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 8 : 地域密着型通所介護 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 6 8 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 を 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更し 「1 : なし」 「6 : 加算Ⅰ」 「5 : 加算Ⅱ」 「2 : 加算Ⅲ」 を 「1 : なし」 「7 : 加算Ⅰ」 「8 : 加算Ⅱ」 「9 : 加算Ⅲ」 「A : 加算Ⅳ」 「B : 加算Ⅴ(1)」 「C : 加算Ⅴ(2)」 「D : 加算Ⅴ(3)」 「E : 加算Ⅴ(4)」 「F : 加算Ⅴ(5)」 「G : 加算Ⅴ(6)」 「H : 加算Ⅴ(7)」 「J : 加算Ⅴ(8)」 「K : 加算Ⅴ(9)」 「L : 加算Ⅴ(10)」 「M : 加算Ⅴ(11)」 「N : 加算Ⅴ(12)」 「P : 加算Ⅴ(13)」 「R : 加算Ⅴ(14)」 に変更	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。 (注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
2	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」  を廃止	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	26 : 介護予防短期入所療養介護 2B : 介護予防短期入所療養介護 35 : 介護予防特定施設入居者生活介護 76 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71 : 夜間対応型訪問介護 78 : 地域密着型通所介護 72 : 認知症対応型通所介護 73 : 小規模多機能型居宅介護 68 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 32 : 認知症対応型共同生活介護 38 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 36 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 28 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54 : 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 74 : 介護予防認知症対応型通所介護 75 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 69 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 39 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」  「1：減算型」 「2：基準型」  を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
4	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」  「1：なし」 「2：あり」  を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」  に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。  (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
5	13：訪問看護 63：介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
8	14：訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」  「1：なし」 「3：加算Ａイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」  を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」  に変更	既存届出内容が「3：加算Ａイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
9	16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」  「1：なし」 「3：加算Ａイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」  を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 「8：加算ハ」  に変更	既存届出内容が「3：加算Ａイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
11	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「医療用麻薬持続注射療法加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
12	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「在宅中心静脈栄養法加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
13	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「5：大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）」 「8：大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）」 「B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」 「6：大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）」 「9：大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）」 「C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		を廃止	
14	16：通所リハビリテーション	<p>「施設等の区分」欄の</p> <p>「D：大規模の事業所(病院・診療所)」</p> <p>「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」</p> <p>「F：大規模の事業所(介護医療院)」</p> <p>「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」</p> <p>「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」</p> <p>「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」</p> <p>を新設</p>	<p>「D：大規模の事業所(病院・診療所)」</p> <p>「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」</p> <p>「F：大規模の事業所(介護医療院)」</p> <p>「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」</p> <p>「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」</p> <p>「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。</p>
15	16：通所リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の</p> <p>「業務継続計画策定の有無」</p> <p>「1：減算型」</p> <p>「2：基準型」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。</p>
16	21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護	<p>「その他該当する体制等」欄の</p> <p>「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」</p> <p>を</p> <p>「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」</p> <p>に名称変更</p>	<p>(注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
17	63：介護予防訪問看護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急時介護予防訪問看護加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、 新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新 たな届出がない場合は「2：加算 Ⅱ」とみなす。</p> <p>（注）基本的に届出を行うよう指 導する点に留意が必要。</p>
18	66：介護予防通所リハビリテー ション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」</p> <p>を廃止</p>	なし。
19	66：介護予防通所リハビリテー ション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」</p> <p>を</p> <p>「一体的サービス提供加算」</p> <p>に名称変更</p>	<p>（注）要件の見直しを踏まえ、新し い要件に即して届け出を行うよう 留意が必要。</p>